

特定事業許可申請書等作成要領等

申請書、届出書、報告書等の提出部数は正本1部、副本2部（副本は写しで可）

なお、許可申請書類の作成に際しては、次のことに配慮願います。

- 申請書類は伸びるファイルまたはフラットファイル等で製本する。また、添付書類は原則A判（登記簿謄本など様式の決まっているものはこの限りではない）とする。
- 目次を作成し、インデックスを貼付する。
 - ・目次は、「許可申請の必要書類一覧表」に沿って作成する。
 - ・書類と書類の間に入れた仕切紙にインデックスを貼付すれば、書類に訂正や追加があった場合でも対応が可能（貼り直す必要がない。）
- 計画平面図などの図面で、A4判、A3判を超える大きさのものは、図面袋などに入れて末尾に綴じる。（A3判三つ折は直接ファイル可）
- 1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記する。添付図面等で色塗りをした場合は、必ず凡例を示しておく。
- 事業の目的、跡地利用目的等を記載した事業の概要書（A4判1枚程度）を必ず添付
- 特定事業場予定地の現況（形状、構造物、周辺の道路等との関係など）が分かるような写真を添付すること。
 - ・複数枚数に分けて可
 - ・また、図面と照合できるよう、撮影方向を記載した平面図などを必要に応じて添付

I 特定事業許可申請書（第1号様式）記載要領

（1～22の番号は「許可申請の必要書類一覧表」に対応）

[申請書関係]

1

(1) 申請者住所・氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

住民票の写し（法人の場合は登記簿謄本）【添付書類8参照】のとおり正確に記載する。

申請者が法人の場合は、必ず代表者印を押印すること。

なお、支店長等が申請代理人となる場合は、法人の住所、名称、代表者名を記載した下に、支店等の住所、支店等の代表者の職氏名を記載し、支店等の代表者印を押印すること。

※ この場合、法人代表者印の押印は不要ですが、支店長等が申請代理人になり得ることを示す書類の添付が必要となります。

申請者が個人の場合は、記名押印に代えて署名することもできます。

(2) 特定事業区域の位置及び面積

特定事業区域は、区域外から搬入された土砂等のたい積が行われる区域である。

特定事業区域の位置については、特定事業区域の所在地を記載する。

なお、地番はすべて、土地の登記事項証明書【添付書類 1 3 参照】のとおり正確に記載する。(別紙に記載しても可)

特定事業場の面積については、求積図など算定根拠となる図面を添付すること。

(3) 特定事業場の区域の面積

特定事業場は、特定事業の用に供する施設を含めた、土砂等のたい積を行う事業の全体区域である。

特定事業場の面積については、求積図など算定根拠となる図面を添付すること。

(4) 現場事務所の所在地

現場事務所の所在地を記載すること。

現場事務所を特定事業場内に設置する場合は、設置位置を「特定事業に供する施設の設置計画」において作成する図面等に明示すること。

現場事務所を特定事業場以外の場所に設置する場合は、その位置を位置図又は周辺見取図に明示し、特定事業場と現場事務所の距離及び片道の所要時間を記載すること。なお、この場合、現場事務所は特定事業場から 30 分程度以内の距離に位置していなければならない。

(5) 現場責任者の氏名

現場責任者は、現場を実地に管理できる者とし、法人の場合はその者の法人内での所属及び職氏名等を記載する。

(6) 特定事業に使用される土砂等の量

使用する土砂等の量を積算した計算書【添付書類 1 7 参照】の量を記載すること。

(7) 特定事業の施行期間

特定事業を行う期間を記載すること。

開始日については申請書提出から許可までの時間を十分見込んでおくこと。

また、期間延長は許可申請が必要となるので、十分な工期設定とすること。

許可を受けた日から直ちに事業を実施する計画の場合は、開始日を「許可日から」としても可。

2 申請手数料

申請手数料として 65,000 円を現金で納付すること。

3 特定事業の用に供する施設の設置計画

縮尺 500 分の 1 程度の図面を作成し、その位置を明示すること。(土砂等の搬入路、排水溝、現場事務所等の施設の位置を明示する。)

なお、特定事業場の区域及び特定事業区域を色塗り等により明示すること。

また、事業の概要書 (A 4 判 1 枚程度に、事業の目的、事業内容、跡地利用、特定事

業場及び特定事業区域の面積、使用する土砂等の量、施工期間等を簡潔に記載したものを添付すること。

4 土壌の汚染状況についての検査結果

検査試料の採取地点の位置図、検査試料採取調書及び計量証明事業者が発行した検査結果を証明する書面によること。(添付書類14、15、16で可)

土壌の検査は、特定事業区域の面積が1ヘクタール以下の場合は1区域、1ヘクタールを超える場合は1ヘクタール以内の区域に等分した区域ごとに行い、それぞれの区域ごとに検査結果証明書を添付すること。

また、土壌の直近の状況を把握するため、検査試料は概ね3月以内に採取したものであること。

5 特定事業が完了した場合の特定事業場の構造

特定事業場の計画平面図、計画断面図【添付書類12参照】で判明できる場合はそれで可。

当該図面には、特定事業場及び特定事業区域が判明できるよう色塗り等により明示すること。

なお、必要に応じ、次の事項を記載のこと。

(1)のり面保護工の種類と方法等

(2)のり面の崩壊を防止するための排水溝の大きさ

(既設排水溝に接続する場合は、その大きさが判別できる資料を添付すること)

(3)特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用される土砂等との接する面がすべり面にならないように施工する段切り等の方法

6 浸透水を採取するための措置

特定事業区域内に埋め立てられた土砂等の浸透水が採取できる施設とし、その構造及び採取位置、方法を記載した図面とすること。また、浸透水を採取するための有孔管等の埋設位置、浸透水の採取場所を明示すること。

なお、必要に応じA4判1枚程度に採取施設の概要を記載すること。

7 施工中において、土砂等の崩落等の発生を防止するための措置

事業の施行中に崩落等の発生を防止するための工程、工法を記載した図面、具体的措置を記載した書面とする。

また、雨水等の処理に関する措置についても明記すること。

なお、構造基準の適用除外となる施行規則別表第3に掲げる許認可を受けている場合には、当該許可書等に添付された災害防止措置に関する留意事項を許可書等の写し【添付書類21参照】とともに添付すること。

[添付書類関係]

- 8 申請者の住民票の写し（法人は登記事項証明書）
住民票、登記事項証明書等は、原本とし、3月以内に発行されたものに限る。
- 9 申請者が未成年者の場合、法定代理人の住民票の写し
住民票は、3月以内に発行されたものに限る。
- 10 特定事業の施行計画書
A4判1枚程度に、たい積行為の施行の開始から完了までの間の各工事種別、その工程ごとの施行方法を記載し、予定している採取場所ごとの搬入予定量と搬入計画を記載すること。
なお、特定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制や対応方針を明確にした現場組織表を添付すること。
- 11 特定事業場の位置図及び周辺見取図
位置図は、縮尺5万分の1以上で、道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとし、特定事業場の位置を明示する。
特定事業場及びその周辺の見取図は、特定事業場の周辺、特定事業場の形状及び進入路が分かる図面とする。
- 12 特定事業場の計画平面図及び計画断面図
特定事業場の施行前の形状が確認できるものであること。
なお、当該図面には、特定事業場及び特定事業区域が判明できるよう色塗り等により明示すること。また、施設の説明等必要事項を記載すること。
- 13 特定事業区域内の土地の登記事項証明書（申請者が土地所有者でない場合は、当該土地の登記事項証明書及び使用権原を証する書類）及び公図の写し
登記事項証明書は、原本を添付し、3月以内に発行されたものに限る。
公図の写しは、原本を添付し、特定事業場及び特定事業区域を明示すること。
特定事業区域内の土地が申請者自らの所有地でない場合は、賃貸借契約書等の当該土地の使用権限を証する書類（写しで可）又は使用承諾書等を添付すること。
- 14 土壌の検査試料の採取地点の位置図
平面図に特定事業区域を明示し、試料の採取地点を図示する。
特定事業区域が1ヘクタールを超え、複数の区域で検査を行った場合は、検査結果証明書の試料番号等に対応した番号等を明示すること。
- 15 土壌の検査の採取資料ごとに作成した検査資料採取調書（第2号様式）
実際に検査試料を採取した者（法人の場合、代表者でなくても可）が作成すること。
複数の区域で検査を行った場合は、原則として検査試料ごとに作成する。

「採取した試料の検査に係る計量証明書の発行番号等」の欄は、当該調書に係る試料の検査結果の証明書が識別できるように計量証明書の発行番号等を記載すること。

「採取深度」は、試料を採取した深さについて、cm 単位で記載する。

採取の際の現場写真を添付すること。

16 土壌の検査に係る計量証明書

概ね3月以内に計量証明事業者が発行したものに限る。

土壌のサンプリング方法は次のとおり

- ・試料は原則として、特定事業区域を5区域に等分し、等分した5地点から採取された土砂等を等量混合する。
- ・深さは50cmまでのできるだけ深い位置で採取する。
- ・このサンプリング方法は、搬入する土砂等の検査においても同様である。

17 使用する土砂等の量を積算した計算書

横断面図、縦断面図を元に作成した数量計算書など、特定事業に使用される土砂等の量の積算根拠を添付すること。

なお、許可を受けた後に土砂等の量が変わる場合、土砂等の量が増加するものについては、変更許可を受ける必要があるので留意すること。

18 たい積の構造の安定計算書

たい積の高さが一定規模を超える場合など、安定計算を行って安全性を確認する必要がある場合は、安定計算書を添付すること。

この場合においては、使用する土砂等の詳細な「土砂等の区分」を記載すること。

19 擁壁の断面図

擁壁を用いる場合は、擁壁の断面図を添付すること。

20 擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合で、国等が定めた標準図集を採用しない場合は、構造計算書を添付すること。この場合においては、使用する定数等の出典を明らかにするとともに、使用する土砂等の詳細な「土砂等の区分」を記載すること。

21 関係許認可等の許可書等の写し

特定事業が条例施行規則別表第3に掲げる行為に該当する場合は、当該行為の許可書等の写しとする。許認可等の決定がなされていない場合には、申請書の写し（原則として受理印を押したもの）とする。

また、農地法や法定外公共物の管理に関する市町村の条例など、特定事業を実施するに当たって必要な許認可についても同様とする。

22 その他

予定地の写真及び当該撮影位置が分かる図面が添付されていること。

II 特定事業（一時たい積事業）許可申請書記載要領

（次の項目以外は、特定事業許可申請書と共通）

[申請書関係]

5 最大たい積時の特定事業場の構造

土砂等のたい積が最大となった時の計画平面図、計画断面図とする。

また、たい積が最大となった時の土砂等の量を明記しておくこと。

[添付書類関係]

12 最大たい積時の特定事業場の計画平面図及び計画断面図

特定事業の施工前の形状が確認できるものであること。

当該図面には、特定事業場及び特定事業区域が判明できるよう、色塗り等により明示すること。

また、たい積が最大となった場合の土砂等の量の積算根拠も添付すること。

17 特定事業場の構造がたい積行為を行う前の土壌と使用される土砂等とを遮断するものであることを示す図面

構造が判断できる図面とするほか、遮断物の材質も明記すること。

III 特定事業着手届出書（第5号様式）

1 許可を受けた特定事業について、事業に着手したときに届け出ること。

2 許可番号等

許可を受けた特定事業の許可年月日及び許可番号を記載すること。

3 土砂等搬入届出書の提出年月日

事業の着手に当たって搬入しようとする土砂等の搬入届出書について記載する。

IV 土砂等搬入届書（第6号様式）

1 土砂等の採取場所1箇所につき1通作成すること。

2 同一採取場所の場合、5,000立方メートル以内ごとに1通作成すること。

3 土砂等を採取した者の住所、氏名及び電話番号

採取元証明書（第7号様式）の土砂等を採取した者（証明者）について記載する。

4 土砂等の搬入予定量

当該採取場所からの全体搬入予定量を記載する。

5 検査試料採取調書及び計量証明書（VI参照）の添付を省略できる場合（条例第14条ただし書）

次の場合に限る。（その他の場合は、添付が必要である。）

- (1) 搬入しようとする土砂等が、採石法、砂利採取法等の許認可等がなされた採取場から採取された土砂等である場合
 - ・当該許認可書の写しが添付されていること。
 - ・上記に加え、売渡証明書など、当該採取場所から採取された土砂等を譲渡したことを証する書面が添付されていること。（土砂量等、今回搬入予定の土砂であることが内容が記載されていること。）
- (2) 搬入しようとする土砂等が、県内の一的時たい積事業を行う場所（土砂等の採取場所が明確に区分されているものに限る。）から採取したものである場合
 - ・一時たい積事業に係る搬入届に添付された採取元証明書、検査試料採取調書、計量証明書の写しが添付されていること。
- (3) その他土壌汚染の恐れがないと知事が認めたとき

V 採取元証明書（第7号様式）

- 1 証明に係る土砂等の発生元の建設工事等の概要
発生元が複数ある場合は、別葉に作成して添付すること。
- 2 証明に係る土砂等の量
5,000立方メートル以内であること。
- 3 証明に係る土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号
採取場所から特定事業場まで運搬する事業者等についてすべて記載する。
- 4 証明に係る土砂等の使用者の住所、氏名及び電話番号
搬出先の特定事業場の特定事業者について記載する。

VI 検査試料採取調書（第2号様式）

- 1 採取者
土壌検査又は水質検査のための試料を採取した者が作成する。
- 2 土壌検査、水質検査ごとに作成する。
- 3 当該検査の結果を証明する書面
試料ごとに、計量証明事業者が発行した計量証明書の添付が必要である。

VII 土砂等管理台帳（第8号様式）

- 1 1日ごとの搬入量が、採取場所ごとの内訳が分かるように作成する。
- 2 採取場所の事業者名
土砂等を採取した者の氏名又は名称を記載する。
- 3 一時たい積事業については、1日ごとの搬入量と搬出量の内訳が分かるように作成する。

VIII 特定事業水質・土壌検査報告書（第9号様式）

- 1 検査試料採取者の住所、氏名及び電話番号
検査試料採取調書（第2号様式）の採取者について記載する。
- 2 検査結果
計量証明事業者が発行した計量証明書とする。

IX 土砂等のたい積行為に関する標識（第10号様式）

縦横それぞれ90センチメートル以上とし、見やすい場所に掲げること。

X 特定事業場の区域に境界標示

特定事業場の区域とそれ以外の区域との境界を明らかにするため、境界の屈曲点その他必要な地点に境界標を設置すること。

- ・ コンクリート杭など、破損するおそれが少ないものが望ましい。
- ・ 施行期間が短い場合や、隣接地との関係でコンクリート杭などの設置が難しい場合は、木製杭などでも差支えないが、破損した場合すみやかに復旧するようにすること。

ただし、擁壁や側溝のほか、第三者による特定事業区域への廃棄物不法投棄を防止するために設置するフェンスなど、構造物によって境界を明らかにすることができる場合は、この限りではない。

XI その他

1 変更の許可

条例第10条第1項各号に掲げる事項の変更をする場合には、条例第12条の規定に基づき、変更の許可を受けること。

（第3号様式「特定事業変更許可申請書」）

なお、工期延長をする場合、変更許可申請をすること。

2 変更の届出

軽微な変更（条例施行規則第12条第1項に掲げる事項の変更）については、遅滞なく、変更のあった旨を届け出ること。

（第4号様式「特定事業変更届」）

